

# 住宅エコポイントの即時交換による最終残金支払猶予に関する覚書

注文者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と請負者 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という) は、住宅エコポイント制度の即時交換による工事代金の支払い方法に関して、下記の事項について厳守し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## 1. 本契約工事名 \_\_\_\_\_

## 2. 工事場所 \_\_\_\_\_

## 3. 本契約締結日 平成 年 月 日

## 4. 支払い猶予金額 金 \_\_\_\_\_ 円

但し、住宅エコポイント数が甲乙双方またはいずれかの責めによらず申請後に住宅エコポイント事務局によって修正され、この覚書で定める支払い猶予金額に満たなくなった場合は、住宅エコポイント事務局による修正後の金額を支払い猶予金額とする。

## 5. 住宅エコポイントの発行対象となる工事の期間

(1)新築工事については平成 21 年 12 月 8 日から平成 23 年 12 月 31 日までに根切り又は基礎杭打ちに着手し、かつ、平成 22 年 1 月 28 日以降に工事が完了し、引き渡しされたもの。

(2)リフォーム工事については、平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までに当該工事に着手し、かつ、平成 22 年 1 月 28 日以降に工事が完了し、引き渡しされたもの。

## 6. 即時交換による工事代金の支払い方法

乙は甲に対し、支払い猶予額を差し引いた額を請求するものとする。乙は甲に対する引渡完了後、速やかに住宅エコポイントの代理申請を行うものとする。

## 7. 住宅エコポイント即時交換による最終金支払い猶予の適用条件

住宅エコポイントの即時交換による最終残金支払い猶予適用は次に該当することを条件とする。

(1)新築工事においては本請負契約による工事が住宅エコポイントの申請時において、国が定めた住宅エコポイント対象の仕様・期間に合致し、かつ、国が定めたエコポイント対象住宅であることの確認書類が発行される住宅であり、即

時交換による住宅エコポイントを充当する工事が本請負契約による工事と同時に行われる工事であること。

- (2)リフォーム工事においては本請負契約による工事が住宅エコポイントの申請時において、国が定めた住宅エコポイント対象の仕様・期間に合致する工事であり、即時交換による住宅エコポイントを充当する工事が本請負契約による工事と同時に行われる工事であること。

## 8. 適用除外

この覚書の締結時点で住宅エコポイントによる即時交換を約束するものではなく、また、次に掲げる事項に該当する場合はこの覚書は無効とし甲は支払い猶予額を乙に支払うものとする。

- (1)対象工事に別途、国からの補助を受けている場合
- (2)住宅エコポイントの政府予算額が満ちた場合
- (3)対象工事が乙の責めによらず引渡時において国が定める住宅エコポイント対象工事の要件を欠いた場合
- (4)その他甲の責めにより住宅エコポイントの発行対象とならない場合

この覚書締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保存する。

平成 年 月 日

注文者(甲) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

請負者(乙) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印